

ID: 212

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	指定工事店証の再交付		
<b>例規名 根拠条項</b>	八頭町下水道排水設備指定工事店規則 第6条第3項		
<b>例規番号</b>	平成17年規則第117号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (指定工事店証)  第6条 町長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、下水道排水設備指定工事店証(様式第4号。以下「指定工事店証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3 指定工事店は、指定工事店証をき損又は紛失したときは、直ちに指定工事店証再交付申請書(様式第5号)を町長に提出して再交付を受けなければならない。</p> <p>4 指定工事店は、第11条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく町長に指定工事店証を返納しなければならない。また、第11条第2項により指定の効力を一時停止されたときは、その期間一時指定工事店証を返納しなければならない。</p>			
<p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日